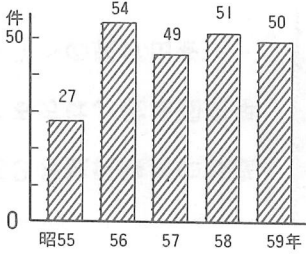


# 覚えてください 農用地利用増進法

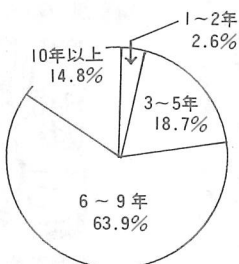


増進事業の実績を目で見ると……

利用権設定件数の推移



利用権設定の期間



(59年12月末現在)

本事業がはじまって6年目。農地流動化推進員の活動によりやっとなじんできたようですが、普及率は横ばい。これは、この制度の内容が、まだ十分理解されていない結果ではないかと思われまます。

端的にいえば、貸し手・借り手の申し込みにより、町が「農用地利用増進計画」を作成し、公告後は、契約期間終了まで安心して貸し借りができるというものです。

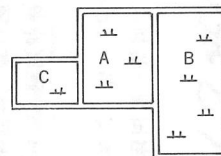
貸し借り安心  
メリットたくさん

昭和27年に農地法が制定されてからは、農地の売買はもとより、貸借にも農地法の許可が必要となりました。しかし、この法律が耕作者の立場を強く保護してきたために、一方では「農地を荒らしても、他人には貸せない」という風潮を生み出しました。こうした農地法の欠点を是正し、農地の有効利用を促進させることを目的につくられたのが農用地利用増進法。今回は、農用地利用増進事業の骨子である利用権設定等促進事業について、利用権（貸借）と所有権（売買・交換）の二つに大別して説明します。

## 面的集積要件を図で見たら……

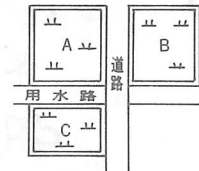
A = 自作あるいは利用権設定  
B、C = 利用権設定

(ア) 二つ以上の土地が畦畔で接続している場合



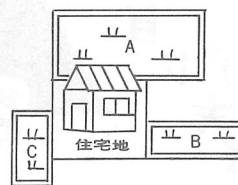
$$A + B + C \geq 60 \text{ a}$$

(イ) 二つ以上の土地が小幡員の農道又は水路で接続している場合



$$A + B + C \geq 60 \text{ a}$$

(ウ) 二つ以上の土地が、耕作者の宅地に接続している場合



$$A + B + C \geq 60 \text{ a}$$

### 特色は

**貸し手**

- ・小作地所有制限にならず町外でもOK
- ・期限がくれば離作料なしで確実返還
- ・農地流動化奨励金交付

**借り手**

- ・農地法の許可がいらない
- ・契約期間中は安心耕作・契約更新もOK

口約東だけで貸している農地（ヤミ小作）荒らしたまま眠っている農地、自宅から離れて耕作が不便な農地等ありませんか。新しい制度を見直して、規模拡大や農地の集団化を望んでいる農家に貸付けて、農地の有効利用を図ってください。

### 利用者の声

Aさん（新島・65歳）  
かつて、3町歩近く耕作していましたが、農業を継ぐ者がいないので、60歳を区切りで貸付けることにしました。その際、農業委員の奨めで農用地利用増進制度を利用して、経営移譲年金と流動化奨励金の二重の喜びを得ました。特に農業後継者がいないことを理由に年金に加入されない人は私のように安心して貸せるこの制度を利用して、老後の備えをしてほしいと思います。